

全 員 協 議 会 会 議 次 第

日 時 : 令和6年12月5日 午前9時

場 所 : 全員協議会室

1 開 会

2 協議事項

- | | |
|--|-------------|
| (1) 母子特化型訪問看護事業の実施について (資料No.1) 【 市民病院 】 | 9:00～9:10 |
| | |
| (2) 第5次東御市地域福祉計画・東御市地域福祉活動計画（東御市再犯防止推進計画）の策定について
(資料No.2) 【 健康福祉部 】 | 9:10～9:20 |
| | |
| (3) 第3次東御市健康づくり計画（前期計画）策定について (資料No.3) 【 健康福祉部 】 | 9:20～9:30 |
| | |
| (4) 第1期東御市こども計画策定について (資料No.4) 【 健康福祉部 】 | 9:30～9:40 |
| | |
| (5) 令和7年4月1日付け組織改正について (資料No.5) 【 総務部 】 | 9:40～9:55 |
| | |
| (6) 第3次東御市農業振興計画の策定について (資料No.6) 【 産業経済部 】 | 9:55～10:05 |
| | |
| (7) 道の駅雷電くるみの里建物の無償譲渡について (資料No.7) 【 産業経済部 】 | 10:05～10:15 |

(8) 第3次東御市観光ビジョン策定について (資料No.8) 【 産業経済部 】 10:15～10:25

(9) 温泉施設等公の施設における利用料等の見直しについて (資料No.9) 【 産業経済部 】
10:25～10:35

(10:35～ 休憩 ～ 10:50)

(10) 窓口フロントヤード改革事業について (資料No.10) 【 市民生活部 】 10:50～11:00

(11) 印鑑登録証の交付手数料の見直しについて (資料No.11) 【 市民生活部 】 11:00～11:10

(12) 東御市まち・ひと・しごと創生第3期総合戦略及び東御市人口ビジョン第3版の策定について
(資料No.12) 【 企画振興部 】 11:10～11:20

(13) 東御市シティプロモーション基本方針の策定について (資料No.13) 【 企画振興部 】 11:20～11:30

(14) 空き家対策事業に関する一部民間委託について (資料No.14) 【 企画振興部 】 11:30～11:40

(15) 自治会運営アプリモデル補助事業の実施について (資料No.15) 【 企画振興部 】 11:40～11:50

母子特化型訪問看護事業の実施について

近年、出生数が減少している反面、ハイリスク妊産婦及び医療的ケア児は年々増加しており、地域におけるサポートが行き届いていない現状にある中、支援へのニーズが高まっています。

当市では、このような妊産婦が在宅でも療養や育児ができるよう、助産所とうみ内に母子特化型の訪問看護ステーションを開設し、メンタルヘルスケアや医療的ケアのほか、赤ちゃんの成長発達に合わせた支援など、助産師の専門性を発揮した訪問看護を提供することとします。

1. 名称 母子訪問看護ステーションとうみ

2. 所在 助産所とうみ内（東御市鞍掛 198）

3. 開設日（予定） 令和7年4月1日

※設置日 令和7年2月1日

（「東御市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」案を本定例会に上程）

4. 事業概要

- (1) 妊産婦の身体管理及び生活面の指導
- (2) 妊産婦の日常生活援助
- (3) 妊産婦の心理的ケア及びカウンセリング
- (4) 沐浴、授乳等の指導
- (5) 乳児の身体管理及び発達の確認
- (6) その他必要とする保健及び育児に関する指導、援助

5. 職員体制

- (1) 管理者 1名
- (2) 従事職員 助産師8名（管理者含む）

6. 開業日及び開業時間

- (1) 開業日 月曜日～金曜日（国民の祝日及び年末年始除く）
- (2) 開業時間 午前8時30分から午後5時まで

7. 訪問看護の提供方法

- (1) 利用希望者のかかりつけ医がステーションに交付した指示書により実施
- (2) 利用希望者のかかりつけ医がいない場合は、ステーションから医療機関や市町村に調整依頼

第5次東御市地域福祉計画・東御市地域福祉活動計画（東御市再犯防止推進計画）の策定について

健康福祉部福祉課

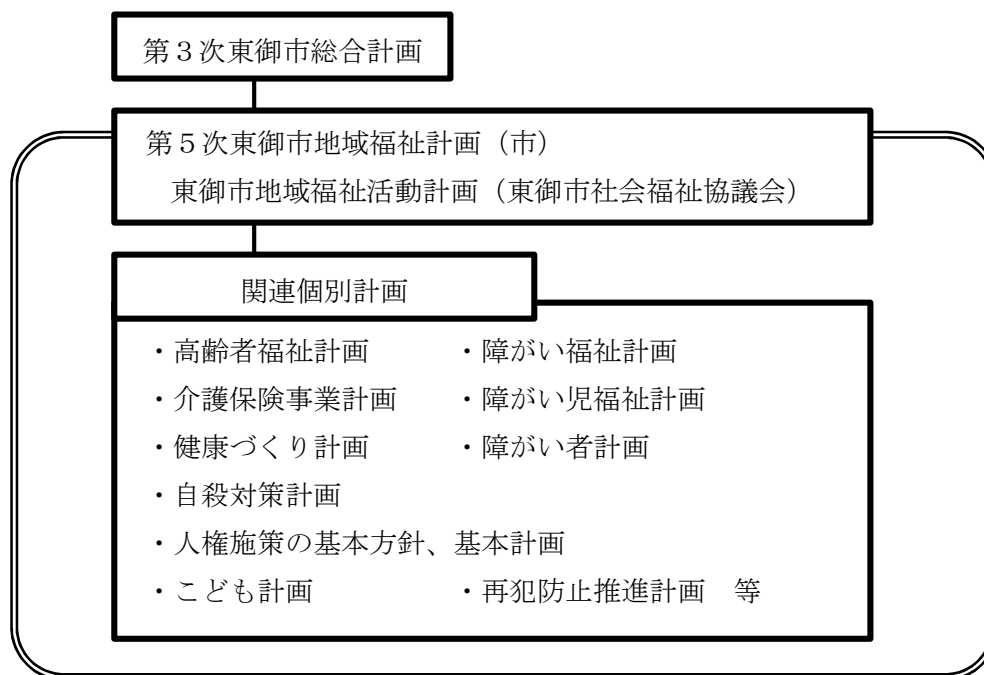
1 計画策定の趣旨

- 社会福祉法第107条第1項に基づき、地域共生社会の実現に向け、地域福祉を総合的、一体的に推進するための計画として第5次計画を策定します。
- 地域社会では、少子高齢化、人口減少が急速に進行していく中で、ライフスタイルの多様化、災害や感染症リスクの高まりなどで、地域社会における人と人とのつながりは希薄化し、家庭及び地域の支援力が低下し、従来の公的支援のみでは対応の難しい制度の狭間の課題も表面化しています。
- 第5次計画では、市が策定する基本理念と施策を掲げる「地域福祉計画」とそれを実現・実行するために東御市社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定することにより、ともに地域福祉を推進し、計画の実効性を高めていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条第1項に基づく「市町村地域福祉計画」として、福祉分野の個別計画の上位計画として策定し、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等に係る様々な福祉分野等の計画や施策に関し、共通的な事項を定めるとともに、行政と地域住民、関係機関等が解決に向けて協働して取り組む地域福祉活動の方向性を示します。

なお、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に基づく「東御市再犯防止推進計画」を本計画に包含します。



3 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画の基本理念と基本目標及び施策について

○ 基本理念

「ともにつながり、ともに認め合う、みんなが助けあい支えあうまち」

○ 基本目標及び施策

基本目標	施策
1 地域福祉を推進する人づくり	1 とともに生きる福祉意識の醸成
	2 地域福祉活動の担い手育成
2 安全・安心に暮らせる地域づくり	1 暮らしを守る防災・防犯体制の充実
	2 健康づくりを支える地域活動の推進
	3 子育て・子育てを支える地域づくり
3 支えあい、つながる環境づくり	1 顔の見える交流の促進
	2 地域ぐるみの支え合い推進
	3 誰ひとり取り残さない包括的な支援体制の整備

5 一体的に推進する項目

(1) 成年後見制度の利用促進

高齢者や障がい者の生活や権利を擁護するために、成年後見制度や権利擁護に関する相談受付、後見申立支援、制度の普及啓発を推進します。また、日常生活自立支援事業の利用者等について、成年後見などの利用が適当な場合の制度への円滑な移行を、東御市社会福祉協議会と連携して推進します。

(2) 東御市再犯防止推進計画

犯罪をした人や非行をした人の立ち直りを支える取り組みを推進していくことで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる明るい社会を実現するため、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。

6 計画策定の経過と今後のスケジュール

月日	会議等	内容
R5年10月25日	R5年度推進委員会	アンケート調査について
R6年6月4日	第1回策定委員会	アンケート結果、骨子(案)について
R6年6月28日、8月1日	第1・2回庁内委員会	庁内検討
R6年8月29日	第2回策定委員会	計画(素々案)について
R6年10月1日	第3回庁内委員会	庁内検討、計画(素案)について
R6年11月1日	第3回策定委員会	計画(素案)について
R6年12月5日	議会全員協議会	計画策定についての報告
R6年12月10日～R7年1月8日	パブリックコメント	計画(素案)について市民からの意見公募
R7年2月	第4回策定委員会	計画策定について
R7年4月	計画の公表	市ホームページにて掲載

第3次東御市健康づくり計画（前期計画）の策定について

健康福祉部健康推進課

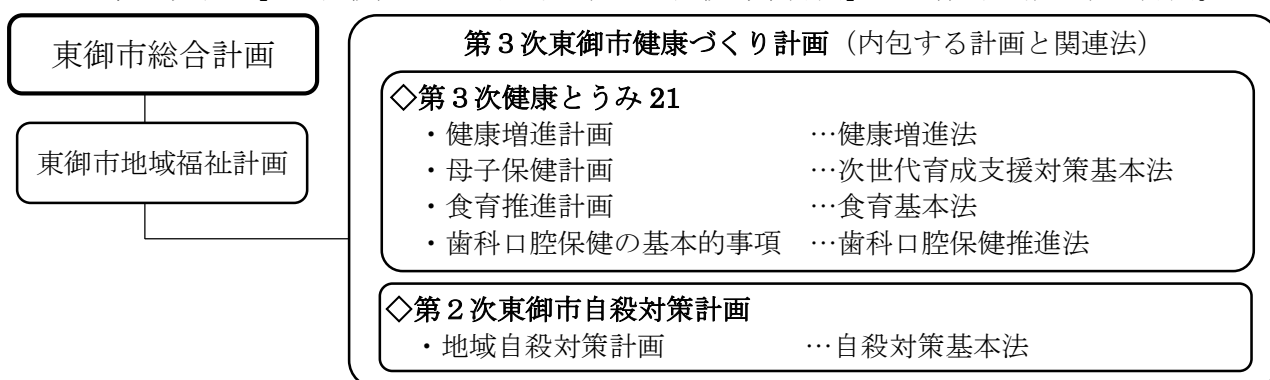
1 計画策定にあたって

現在の「第2次東御市健康づくり計画 健康とうみ 21（後期計画）」が令和6年度で最終年度を迎えることから、これまでの評価と見直しを行い、次期計画を策定するもの。

これに併せて、同計画と共に推進してきた「東御市自殺対策計画」も最終年度となることから見直しを行い、健康づくりと自殺防止を包含した一体的な計画を策定し、関連施策を総合的に推進することで、だれもが健やかに自分らしく暮らし続けることのできる地域づくりに資する。

2 位置づけ

東御市総合計画及び東御市地域福祉計画を上位計画とし、市民の健康の保持増進を主目的とする「健康とうみ 21」と自殺防止を主目的とする「自殺対策計画」を一体的に推進する計画。



3 計画期間

令和7年度から令和18年度まで（前期：令和7～12年度・後期：令和13～18年度）

4 第3次健康とうみ 21（概要）

(1) 趣旨

東御市健康づくり宣言にある「自らの健康は自らつくる」を基本として、市民の健康の保持増進及び食育の推進に資する事業を総合的に実施し、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を図る。

(2) 基本理念 「共に支え合い、健やかに暮らせるまち」

(3) 基本目標 「元気を発信する健康長寿のまち」

指標	目標
健康寿命（要介護度1以下の平均自立期間）	現状値より延伸（男性81.3歳、女性85.1歳）

(4) 基本方針・施策

基本方針	施策
I 自らの健康は自らつくる 「東御市健康づくり宣言」を再認識し、一人ひとりが自らの健康に関心を持ち主体的に健康づくりに取り組む。	1 体を動かす (Action)
	2 健診を受ける (Check)
	3 健康に食べる (Eat) (1) 健康的な食生活 (2) 食への関心と理解
	4 健康に暮らす (1) 健康的な生活習慣 (2) 歯と口の健康 (3) こころの健康づくり

基本方針	施策
Ⅱ 健やかに育つ、育てる 妊娠、出産、子育て期の母子の健康を地域ぐるみで支援する。	1 健やか親子の推進 (1) 母子の健康の保持 (2) 妊娠、出産、子育てに係る包括的な支援
Ⅲ 健康を守る、支える 個々の健康づくりを保健、医療、福祉が包括的に支援する。	1 疾病予防、感染症対策 2 地域医療対策 3 地域保健の充実

5 第2次東御市自殺対策計画（概要）

(1) 趣旨

東御市では毎年5人ほどの方が自死されている現状を鑑み、自殺防止に資する施策を総合的に推進することで、市民一人ひとりが自殺防止の主役となり「だれも自殺に追い込まれることのない東御市」の実現を目指す。

(2) 基本目標 計画期間中の各年とも自殺死亡ゼロを目指す。

指標	区分	現状値	目標値
自殺死亡率 (人口10万人当りの自殺者数)	東御市	15.7 (令和3～5年平均)	12.2以下 (令和10～12年平均)
	長野県	16.7 (令和5年)	12.2以下 (令和9年)
	全国	17.3 (令和5年)	13.0以下 (令和8年)

(3) 基本方針・重点施策

項目	施策	備考
基本方針	1 生きることの包括的な支援	「自殺総合対策大綱」の基本方針として、関連施策実施にあたっての全ての自治体の共通認識
	2 関連施策との連携による総合的な対策の展開	
	3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の連動	
	4 実践と啓発を両輪とした推進	
	5 関係者の役割の明確化と連携・協働	
	6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮	
重点施策	1 高齢者対策	市のこれまでの自殺の特徴から重点的に推進する事項
	2 勤務問題対策	
	3 生活困窮者、無職者、失業者対策	

6 策定の経過と今後のスケジュール

月日	会議等	内容
R5年2月～3月	アンケート調査の実施	保健事業についてアンケート調査
R6年7月9日	第1回健康づくり推進協議会	計画(素々案)について
R6年8月19日	こころの健康づくり実務者会議	計画(素々案)自殺対策について
R6年9月19日	食育推進市民会議	計画(素々案)食育について
R6年11月7日	第2回健康づくり推進協議会	計画(素案)について (諮問)
R6年12月5日	議会全員協議会	計画(素案)について
R6年12月10日～R7年1月8日	パブリックコメント	計画(素案)について市民からの意見公募
R7年2月6日	第3回健康づくり推進協議会	計画(案)について (答申)
R7年4月	計画の公表	冊子、市ホームページ

第1期東御市こども計画策定について

健康福祉部子ども家庭支援課

1 計画策定の趣旨

急速な少子化の進展や核家族化の進行、就労環境の変化等から、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、計画策定に向け実施したニーズ調査でも、子育て家庭の孤立化や子育てに悩む保護者の姿が浮き彫りとなっています。地域全体で子育てを支える環境を整え、こども一人ひとりが尊重され、すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できるまちを実現するため、「こども基本法」が掲げる理念を鑑み、かつ、これまで推進してきた「第2期東御市子ども・子育て支援事業計画」の施策をさらに充実・深化させた「第3期東御市子ども・子育て支援事業計画」を内包する「第1期東御市こども計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

「こども基本法」の基本理念や長野県子ども・若者支援総合計画を勘案し、本市におけるこども施策を統括する「こども基本法」第10条に基づく市町村こども計画として位置づけます。また、市のまちづくりの総合的指針である「第3次東御市総合計画」や地域福祉の方針を定める「第5次東御市地域福祉計画」を上位計画としてその方針に沿って策定し、こども、若者及び子育て支援の視点を具体化する分野別計画との整合性を図ります。

3 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

4 計画の基本理念、基本目標及び基本施策

(1) 基本理念 共に支え合い、こどもも家族も健やかに暮らせるまち とうみ

(2) 基本目標及び基本施策

基本理念の実現に向け、3つの基本目標と13の基本施策、29の具体的な施策の展開により、子育て・子育て支援事業を推進します。

基本目標1 安心してこどもを産み育て、充実した時間を過ごせる環境づくり

基本施策	具体的な施策の展開
1 妊娠・出産・子育てからこどもの自立までのライフステージに応じた切れ目ない支援の充実	①切れ目ない支援体制の深化 ②母子の健康増進 ③親子の愛着形成の支援 ④情報発信の充実 ⑤療育支援と発達特性に対する知識の普及
2 安心して子育てできる環境づくり	①子育て家庭の孤立化予防のための相談と支援体制の充実 ②個別支援の充実 ③経済的負担の軽減 ④こどもの安全に対する意識の向上
3 より豊かな幼児教育・保育の実践	①幼児教育・保育環境の整備 ②運動あそびの充実
4 子育て・子育てを支える地域づくりの推進	①世代を超えた子育て支援体制の推進 ②自然体験活動の支援 ③仕事と家庭の両立支援 ④社会的養育の推進

基本目標2 困難を抱える子どもや子育て家庭への支援や地域の支え合い体制づくりの推進

基本施策	具体的な施策の展開
1 障がい児福祉の充実	①障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づく障がい児福祉の推進
2 家庭の貧困や孤立の解消	①こどもの貧困対策の推進 ②ヤングケアラーの実態把握と支援体制の推進
3 不登校対策	①不登校等対策の推進
4 虐待予防の推進	①虐待予防の啓発 ②早期発見、早期支援と関係機関との連携強化
5 支え合う地域福祉づくりの推進	①支え合う地域福祉づくりの推進

基本目標3 夢を持ちたくましく生きる子どもが育つ環境づくり

基本施策	具体的な施策の展開
1 こどもの権利の尊重	①こどもの権利に関する理解の促進と権利の擁護
2 子どもや若者、子育て当事者の意見を聴く機会の確保	①子どもや若者、子育て当事者の意見を聴く機会の確保
3 安心・安全なこどもの居場所づくり	①こどもの活動の場の充実 ②こどもが気軽に相談できる体制づくり
4 こどもが将来に夢や希望を持って成長できる環境づくり	①青少年の健全育成の推進 ②キャリア教育の推進 ③こども、若者の自立への支援

(4) 第3期子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策

本計画に内包する子ども・子育て支援法に基づく「第3期子ども・子育て支援事業計画」は、教育・保育給付事業及び地域子ども・子育て支援事業について、事業の量の見込みと、それに対応する確保方策を定めることとなっています。量の見込み及び確保方策について、市の人口推計及びニーズ調査から得られた家庭類型別児童数、さらに各年齢の入園実績、過去の事業実績等から見込量を算出し、その確保方策を定めました。

(5) 量の見込みによらない施策の評価

子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策によらない施策については、独自に評価指標を設けて評価します。また、上位計画や関連計画に評価の定めるがある施策は、関連計画等において評価をします。

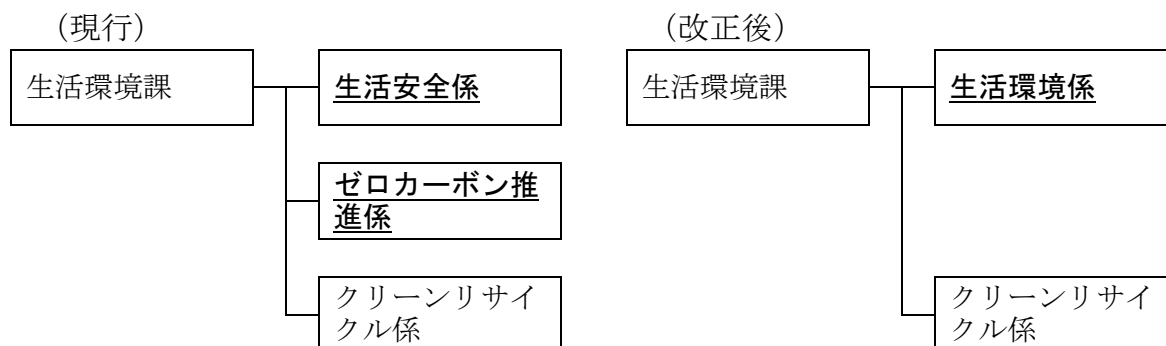
5 計画策定の経過と今後のスケジュール

月日	会議等	内容
令和5年6月21日	第1回子育て支援審議会	第3期支援事業計画策定スケジュールについて
令和5年11月	ニーズ調査等の実施	子ども・子育て支援に関するニーズ調査（0歳～小学生の保護者（抽出）） 生活状況についてのアンケート（小学5年生全員）
令和6年2月7日	第2回子育て支援審議会	ニーズ調査結果（速報値）について 第3期支援事業計画骨子（案）について
7月23日	第1回子育て支援審議会	こども計画骨子（案）について
11月27日	第2回子育て支援審議会	計画（素案）について（諮問）
12月5日	議会全員協議会	
12月10日～ 令和7年1月8日	パブリックコメントの実施	計画（素案）について市民からの意見募集
2月中旬	第3回子育て支援審議会	計画（案）について（答申）
4月	計画の公表	市ホームページ

令和7年4月1日付け組織改正の概要について

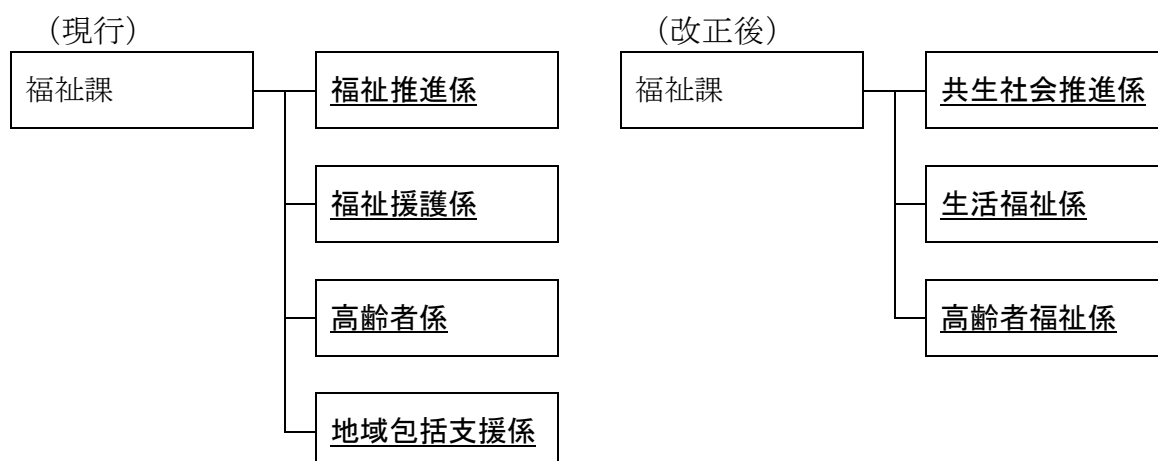
1 市民生活部生活環境課の組織体制の再構築

生活安全係とゼロカーボン推進係を統合し、統合後の係の名称を生活環境係とします。



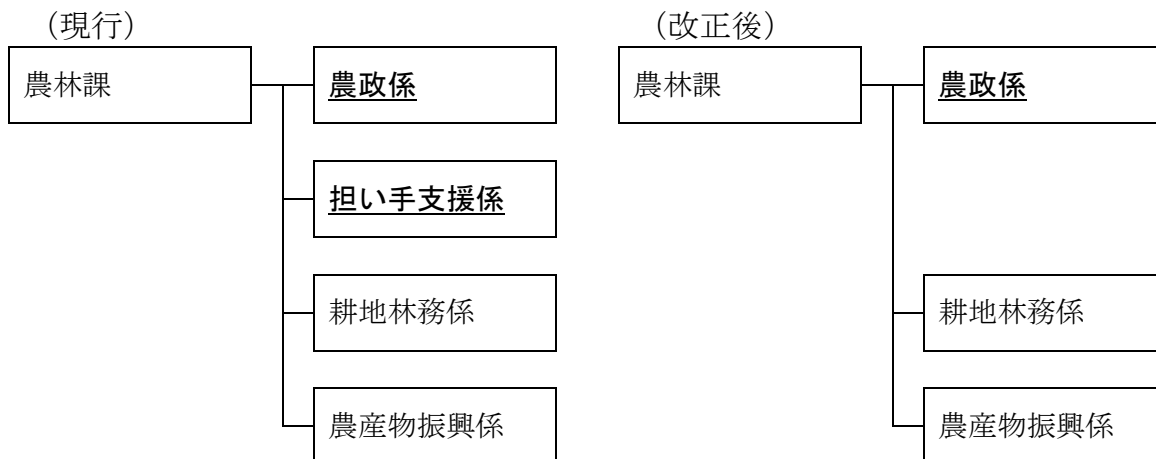
2 健康福祉部福祉課の組織体制の再構築

- (1) 福祉推進係の名称を共生社会推進係に、福祉援護係の名称を生活福祉係に変更し、生活福祉係の業務の一部を共生社会推進係に移管します。
- (2) 高齢者係と地域包括支援係を統合し、統合後の係の名称を高齢者福祉係とします。



3 産業経済部農林課の組織体制の再構築

- (1) 農政係に担い手支援係を統合します。
- (2) 農産物振興係に単独で係長を置くとともに、係員を増員します（課内の職員の増減はない）。
- (3) 農業委員会事務局を農政係に置き、事務局次長は農政係長とします。

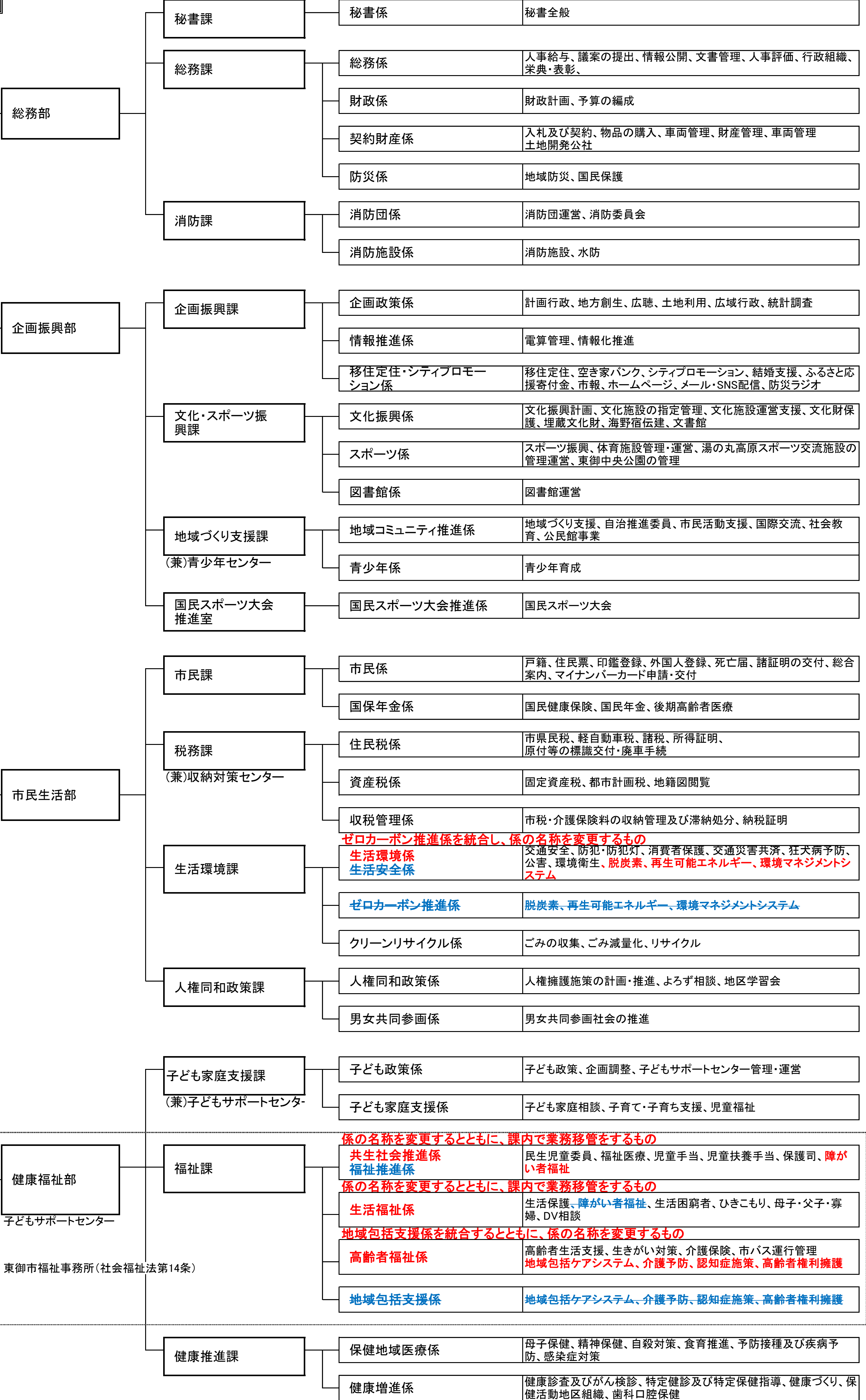


○東御市組織機構図(令和7年4月1日現在)

東御市(地方自治法第139条)
市 長

(地方自治法第161条)
副市長

〔主な業務〕



第3次東御市農業振興計画の策定について

1 計画策定の経過とスケジュール

年度	月日(予定含む)	経過
令和6年度	7月10日	第1回農業振興審議会(諮問)
	8月15日	庁議(概要・体系・スケジュールの確認)
	8月30日	9月議会全員協議会(概要・体系・スケジュール)
	10月中・下旬	関係者ヒアリング
	11月11日	庁議(計画素々案について)
	11月13日	第2回農業振興審議会(継続審議)
	12月4日	庁議(素案完成)
	12月5日	12月議会全員協議会(パブリックコメントについて)
	12月10日～1月8日	パブリックコメント
	1月	第3回農業振興審議会(継続審議)
	3月	庁議(計画最終案完成)
		第4回農業振興審議会(答申)
		3月議会全員協議会(報告)

2 計画の概要

(1) 目的・趣旨

農業を取り巻く環境は、気候変動等による自然災害、物価の高騰、国内需要の減少や農業従事者の大幅な減少等大きく変化しています。こうした状況下にあって、持続可能な農地保全・生産者支援はもとより、農業・農畜産物を学ぶ・親しむ・味わう機会の創出、次世代への継承のための普及を重点事業とし、また、「農業」×「〇〇」といった地域資源を活かした他分野との連携事業を推進し、農業・農畜産物の振興から活用まで総合的な施策を展開するため、東御市6次産業化推進計画と統合することで市の農業・農村を包括的に振興します。

(2) 期間

令和7年度から令和16年度までの10年間とし、令和12年度で中間見直しを実施します。

(3) 基本理念 「豊かな農・食文化を育み、『ほどよく、田舎。』を醸すまちづくり」

先人が育み、守り、繋いできた豊かな農・食文化を育み、さらに他分野へ、そして次世代へと繋ぐことにより、『ほどよく、田舎。』を醸すまちづくりを強力に進めます。

(4) 重要業績評価指標、個別施策及び具体的施策の成果指標

	項目	R5 実績値	R11 目標値
重要業績評価指標	農業経営体の法人化数(法人)	45	50
	新規就農者(人/年)	7	3
個別施策及び具体的 施策の成果指標	農地の集積面積(ha)	564	636
	耕作放棄地の面積(ha)	378	368
	環境に配慮した農業の取組み面積(ha)	117	135
	市内ワイナリー数(軒)	15	17

(5) 重点プロジェクトの推進

第3次東御市総合計画との整合を図り、「DX」、「ゼロカーボン」、「子育て・子育ち」を取り入れた事務事業を展開します。

【DX】……………スマート農業機械の導入のほか、経理を含め農業経営全般において積極的なDXの推進を図ることとします。

【ゼロカーボン】……化学肥料や農薬の使用を抑えつつ、環境保全型農業・循環型農業の推進や、農業施設における再生可能エネルギー導入検討を行い、自然環境への負荷軽減を図ることとします。また、そこから生み出された農畜産物の高付加価値化、ブランド化を図ることとします。

【子育て・子育ち】…農業体験の充実や地産地消・地消地産、食育の推進のほか、巨峰栽培の歴史・文化の保護・継承を図ることとします。

(6) 計画の体系

上位計画にあたる第3次東御市総合計画では、基本目標Ⅳを『魅力と活力があふれる産業のまち～暮らしを豊かにする産業を育て、まちの魅力を高める～』としており、実現のための手段として3つの政策を掲げています。本計画では、そのうちの「政策Ⅳ-1 地域の魅力を高める農林業の振興」を軸に基本理念を定め、3つの項目を基本施策とし、各種個別施策を展開することで、関係機関及び市がそれぞれの役割を果たし一体となることで、農業振興を図ります。

(7) 施策の骨子

【基本施策1】農業生産基盤の整備と保全、【基本施策2】東御ブランド力の強化と特産品による地域振興、【基本施策3】農業の担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立を柱に、それぞれに個別施策を設けて、成果指標の達成に取り組めます。

人と自然にやさしい
豊かな暮らしを実感できるまち とうみ
(第3次東御市総合計画「将来像」)

『魅力と活力があふれる産業のあるまち』
～暮らしを豊かにする産業を育て、まちの魅力を高める～
(第3次東御市総合計画「基本目標Ⅳ」)

地域の魅力を高める農林業の振興
(第3次東御市総合計画「政策Ⅳ-1」)

基本理念

「豊かな農・食文化を育み、『ほどよく、田舎。』を醸すまちづくり」

基本施策(第3次東御市総合計画「施策」)

基本施策1
農業生産基盤の
整備と保全

基本施策2
東御ブランド力の強化と
特産品による地域振興

基本施策3
農業の担い手の育成・支援と
安定的な農業経営の確立

個別施策

個別施策1 ①農業、畜産業及び水産業の振興に関する事。
個別施策2 ②農業振興地域整備計画に関する事。
個別施策3 ③病虫害防除に関する事。
個別施策4 ④農作物災害及び農作業安全対策、盗難防止対策に関する事。
個別施策5 ⑤土地改良事業、農業用施設の維持管理に関する事。

個別施策1 ⑥6次産業化に関する事。
個別施策2 ⑦他分野連携による高付加価値化に関する事。
個別施策3 ⑧農畜産物のブランディング・プロモーションに関する事。
個別施策4 ⑨都市農村等交流事業に関する事。
個別施策5 ⑩地産地消・地消地産に関する事。
個別施策6 ⑪農業振興施設の管理及び運営に関する事。
個別施策7 ⑫農畜産物振興団体の育成及び支援に関する事。
個別施策8 ⑬農・食文化の保護・継承に関する事。
個別施策9 ⑭販路拡大・販路開拓及び情報発信に関する事。

個別施策1 ⑮担い手の育成及び確保に関する事。
個別施策2 ⑯新規就農者の育成及び確保に関する事。
個別施策3 ⑰農地の流動化に関する事。
個別施策4 ⑱農業振興団体の育成及び支援に関する事。
個別施策5 ⑲東御市農業農村支援センターに関する事。
個別施策6 ⑳農業委員会に関する事。

道の駅雷電くるみの里建物の無償譲渡について

1 事業概要

(1) 経過について

期 日	内 容
平成 15 年 9 月	道の駅「雷電くるみの里」管理委託開始 道の駅「雷電くるみの里」開館
平成 30 年 7 月	指定管理者選定委員会で、譲渡を見据えて貸付ける方向で検討することを決定
令和元年 11 月	国が財産処分を承認（行政財産→普通財産）
令和元年 12 月	東御市議会 12 月定例会で、設置条例廃止決議
令和 2 年 4 月	道の駅「雷電くるみの里」使用貸借契約締結

(2) 建物の無償譲渡について

1) 譲渡先

有限会社 雷電くるみの里

2) 譲渡先選定理由

平成15年に開館して以来、地域の農産物や特産品の販売や啓発、就業の場の確保等を図ってきており、東御市の農業振興及び地域農業行政の充実に努めてきました。こうした事業運営及び管理実績等を鑑み、設立当初からの目的を遂行できる唯一の譲渡先であるため。

3) 譲渡価格

無償

4) その他

「道の駅」登録・案内要綱により、設置者は市町村であることとされており、土地については市から賃貸借契約をすることで、引続き「道の駅」として必要なサービスが確保されるよう措置。

(3) 今後のスケジュールについて

期 日	内 容
12 月	議会全員協議会
1 月～2 月	財産処理委員会
3 月	議会上程（建物の無償譲渡について） 地方自治法第 237 条第 2 項（同法第 96 条第 1 項第 6 号） 建物登記（市の嘱託登記） 建物無償譲渡（所有権移転登記）
4 月	土地の賃貸借契約開始

2 対象財産

(1) 財産の名称、間接補助事業名、所在、型式、数量

(財産の名称) 農林水産物直売食材供給施設

(補助事業名) : 新山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金

(所 在) : 東御市滋野乙4 5 2 4 - 1

(形 式) : 鉄骨造2階建

(数 量) : 1棟 728.5 m²

(2) 事業費、間接補助金額、補助率

(事業費) : 140,805,000円

(補助金額) : 70,402,500円

(補助率) : 1/2

(3) 評価額

約35,000,000円 (平成15年建築 税務課資産税係による概算)

※家屋のみ (備品等は償却資産に計上)

(4) 耐用年数 (処分制限期間)、経過年数

(耐用年数) 39年 (経過年数) 21年

第3次東御市観光ビジョン策定について

第3次東御市観光ビジョン（素案）

〈 概 要 版 〉

『標高差1500mの“地域ストーリー”がつむぐ“交流”のまち』

—地域ならではの豊かな資源を軸として、風景、体験を通じて
ひとがめぐり ひとがつながる 観光地の形成を目指して—

計画期間：2025年度（令和7年度）～ 2033年度（令和15年度）

※ 2029年度（令和11年度）に「第3次東御市総合計画」の中間年次に合わせ中間見直しを行います。

<基本方針>

1 地域と共につくる魅力ある観光地域づくり

～来訪者と地域を結ぶ体制の構築～

市民や地域、事業者などの多様な主体すべてが、地域の“宝”である観光資源を再認識し磨きをかけることで、地域への愛着と誇りを持ちホスピタリティ意識が高い観光地域づくりを実現します。

また、魅力的な“地域ストーリー”の構築に向け、観光地域づくりプラットフォームの機能化に向けた体制整備を図ります。

2 地域資源をつなぐ東御市ならではの“地域ストーリー”づくり

～観光資源を最大限に活用した魅力の高付加価値化～

先人達から引き継がれた豊かな自然、薫り高い歴史・文化、さらには、この地ならではの良質な農畜産物、ワインなど魅力あふれる地場産品と観光の融合を図ります。

スポーツ、ワイン、健康づくり、農業体験、+αの“地域ストーリー”（観光メニュー）を提供することで、魅力の高付加価値化を図り、“ひとがめぐり”、“ひとがつながる”ツーリズムを構築します。

3 快適で安全・安心な観光を実現する基盤の構築

～観光受入体制の充実～

来訪者を温かく迎える“おもてなし”を最優先に、情報の得やすい環境や安心して観光を楽しめるよう、施設、交通等のインフラ環境も含め、誰でも訪れやすく満足できる環境の整備を進めます。

4 戦略的な観光情報の発信

～効果的な観光プロモーション～

旅行スタイルや情報収集手段が多様化する中、旅行者のニーズを的確に捉え、そのニーズにマッチした観光情報の発信や宣伝は欠かせません。

市場の動向を的確に把握するための観光マーケティング及びターゲットを絞った情報発信により、効果の最大化を図ったプロモーションを実施します。

＜観光施策の柱と展開＞

「基本方針」に基づき、目的を達成するための「施策」と各施策におけるアクションプランを抜粋して記述しています。

【施策1】DMOを中心に多様な関係者が連携した観光地域づくり

(1) 戦略的な観光地域づくりに向けた体制整備

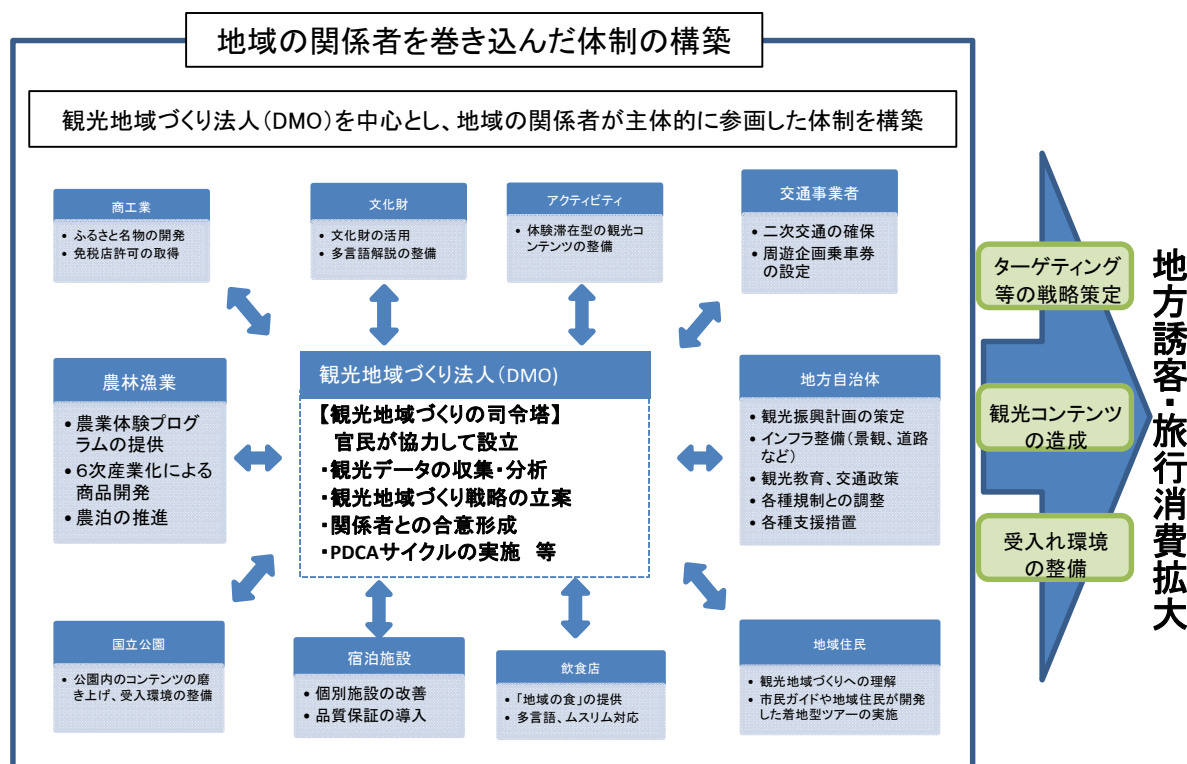
- ① 観光コーディネーター人材の育成・確保
- ② おもてなし人材の育成・確保
- ③ 効果的な観光マーケティングの実践
- ④ DMOの自主事業の強化

(2) 観光客のニーズを捉えたサービスの企画・開発

- ① 着地型旅行プログラムの企画と販売促進
- ② 観光消費につながる観光コンテンツの磨き上げ

＜観光地域づくりの実践＞

多様な地域関係者が「観光」の“目指す姿”を共有して取り組みます。



出典：観光庁ホームページに掲載されていた資料を一部抜粋しております。

【施策2】新たな付加価値を生み出すツーリズムの確立

（1）地域資源を活用したツーリズムプログラムの充実

- ① 農業体験と組み合わせた観光（グリーンツーリズム）の推進
- ② ワイン・ツーリズムの推進
- ③ スポーツツーリズムの推進
- ④ ウェルネスツーリズムの推進
- ⑤ 歴史・文化のストーリーを活かした観光の推進
- ⑥ 広域連携による観光の推進
- ⑦ 教育体験旅行の誘致

（2）外国人観光客の誘客拡大

- ① 外国人旅行客のニーズに対応した旅行商品の企画と戦略的プロモーション
 - ・ 各種商談会への参加による市場の現状把握
 - ・ 広域的な取組として、海外メディア、マスコミなどの招聘 等

【施策3】快適に滞在できる受入環境整備

（1）観光客の安全・安心と利便性の向上

- ① おもてなしの心によるリピーターの確保
- ② 観光二次交通の充実
- ③ 観光案内看板等の整備
- ④ 観光施設等の整備・観光資源の保全

【施策4】地域の魅力の効果的な情報発信

（1）ICTを活用した観光戦略に基づく観光情報の発信

- ① ICTを活用した効果的・効率的な情報発信
 - ・ マーケティング調査結果を活用したターゲットに合わせた情報発信
 - ・ SNS（Facebook、Instagram、X、YouTube等）を活用したリアルタイムな情報発信
 - ・ デジタルサイネージの設置によるリアルタイムな観光情報の提供 等

温泉施設等公の施設における利用料等の見直しについて

東御市公共温泉施設、東御市海野宿滞在型交流施設等観光施設の利用料金の改定を行うために、各関係施設の条例改正を行うものです。

1 改定の要因

次の運営コストの上昇により、これまでの経営努力では増加する負担を賄えないため。

(1) 人件費の上昇

- ① 近年の度重なる最低賃金の引き上げ（長野県：令和6年10月1日から998円）。
- ② 労働人口の減少が進み、人員確保が困難な状況となり、結果として運営スタッフの時給単価及び支払い賃金が増加。

(2) 物価高騰の影響

- ① 施設の保守管理費や光熱費が近年のエネルギー価格の変動により上昇。
- ② 消耗品や備品等のコストが顕著に増加。

2 利用料金改定の考え方

上記のとおり、人件費（最低賃金の改定）及び物価（消耗品、電気、燃料等）の高騰に伴い、施設運営に係る原価も上昇し、現行の利用料金では、施設の維持運営が困難な状況となっております。施設の設置目的に則り、今後も同様のサービス水準を維持し、持続可能な健全運営を続けるため、利用料金の改定は必要不可欠です。

本件のうち温泉施設は、全て指定管理施設であり、管理・運営資金の一部は指定管理料（税金）で賄われていることから、受益者負担の観点から相応な利用料金収入の確保が必要であります。

利用料金が適正でない場合、市の財政負担が増え、他の公共サービスに影響を及ぼす可能性もあることから、人件費や物価の高騰による経費の増加を反映した金額への見直しが必要です。

また、海野宿滞在型交流施設「うんのわ」については、施設のリニューアルに合わせ、インバウンド集客を含む多様なニーズに対応可能なサービス提供の向上を図ります。ついでには、持続可能な施設運営及び利用者満足度の向上を図るため、柔軟な施設運営が可能な利用料金へ見直します。

3 主な改定内容

料金体系について、現行と改定後について、主なものは次のとおりです。

(1) 公共温泉4施設の利用料金

東御市温泉コミュニティセンター（御牧乃湯）、東御市芸術むら公園（アートヴィレッジ明神館）、東御市農業農村活性化施設（湯楽里館）、東御市温泉健康複合施設（ゆうふる tanaka）における、日帰りに利用する場合の1回利用券、11回利用券および月利用券の条例料金（上限額）を、次のとおり改定する。

区分		利用料金	
		現行	改定後
1回利用券	大人	510 円	650 円
	小人	300 円	変更なし
11回利用券	大人	5,100 円	6,500 円
	小人	3,000 円	変更なし
月利用券		6,110 円	7,000 円

※ 全温泉施設に係る月利用券は、近隣類似施設には扱いの無い料金体系ですが、当市においては、利用者の要望に沿い設けているものです。

(2) 東御市芸術むら公園（アートヴィレッジ明神館）の宿泊利用料金

アートヴィレッジ明神館の宿泊に利用する場合の料金を、次のとおり改定する。

区分		利用料金	
		現行	改定後
展望風呂付 和洋室 (1泊1名)	大人	15,270 円	19,300 円
	小人	10,690 円	13,500 円
	3歳以上幼児	5,340 円	6,700 円
和洋室 (1泊1名)	大人	10,180 円	12,900 円
	小人	7,130 円	9,000 円
	3歳以上幼児	3,560 円	4,500 円
和室 (1泊1名)	大人	10,180 円	12,900 円
	小人	7,130 円	9,000 円
	3歳以上幼児	3,560 円	4,500 円
ツインルーム (1泊1名)	大人	8,150 円	10,300 円
	小人	5,700 円	7,200 円
	3歳以上幼児	2,850 円	3,600 円

(3) 東御市温泉健康複合施設（ゆうふる tanaka）スポーツゾーンの利用料金

ゆうふる tanaka のスポーツゾーンを利用する場合の1回利用券、月利用券の料金を、次のとおり改定する。

区分		利用料金	
		現行	改定後
スポーツゾーン (16歳以上の者に限る)	1回利用券	1,020 円	1,200 円
	月利用券	7,640 円	9,000 円

(4) 東御市海野宿滞在型交流施設（うんのわ）の利用料金

「うんのわ」の宿泊の用に供する部分の利用料金を、次のとおり改定する。

区分	利用料金	
	現行	改定後
大人1人1泊	10,180 円	49,600 円
小人1人1泊	7,130 円	34,700 円
3歳以上の幼児1人1泊	3,560 円	17,300 円

4 利用者への対応

料金改定の透明性の確保、急激な利用料金の変動を防止するために次の施策を実施します。

(1) 広報活動の強化

料金改定について、透明性を保つために早期の広報活動を行います。また、Web サイトや SNS、各施設内への早期での掲示を通じて、来場者に誠実な対応を行います。

(2) 定期的な見直し

今後も社会経済情勢の変化等で生じる経費を的確に捉え、公費負担、利用者負担それぞれの割合が適正に維持されるよう、原則として5年ごとに料金の精査を行います。

5 今後のスケジュール

令和6年12月	議会上程
令和7年1月～3月	準備・周知
令和7年4月	改定料金適用

窓口フロントヤード改革事業について

市民生活部 市民課

1 事業の概要

市民の窓口手続きの負担を軽減するため、窓口業務支援システムを導入し、来庁者の書類記載を省略するとともに、ライフイベント手続き（出生・死亡・転入）を一元的に受付け、「書かない、待たない、回らない」窓口を創設する。

併せて、デジタル窓口実装に適した市役所本館 1 階のカウンター及び事務室のレイアウト改修を行いました。

2 事業期間

令和 6 年 7 月～令和 7 年 3 月

3 事業費（市民課分）

（単位：円）

項目	国庫支出金	一般財源	総事業費
補助対象事業	45,553,000	45,553,000	91,106,000
補助対象外事業	0	5,000,000	5,000,000
合計	45,553,000	50,553,000	96,106,000

※デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ（TYPE1）

補助率 1/2

4 実績及び今後の予定

(1) システム整備 令和 6 年 7 月～令和 7 年 1 月

①窓口取扱い業務

【令和 7 年 3 月下旬以降開始予定】

市民課：戸籍・住民異動・マイナンバー関連 33 業務

税務課：税証明（所得証明書・課税証明書・扶養証明書）1 業務

【令和 7 年度に検討する業務】

市民課、税務課、福祉課、こども家庭支援課、教育課、生活環境課の
各種業務

(2) 事務室レイアウト改修 令和 6 年 9 月～令和 6 年 10 月

(3) 試験運用 令和 7 年 2 月から 3 月

(4) 本格運用 令和 7 年 3 月下旬以降



市民係

Citizen Affairs Section

関係係

関係係

22:29

窓口
番号

1

窓口
番号

2

窓口
番号

3

印鑑登録証の交付手数料の見直しについて

市民生活部 市民課

1 改定理由

印鑑登録証の交付手数料について、現在の物価高騰の状況を踏まえ所要の改定を行います。

2 改定内容

印鑑登録証の交付手数料

【現行】200円 ⇒ 【改定】300円

3 改定時期

令和7年4月1日

4 関連条例

東御市手数料条例

5 市民への周知

手数料改定について、市報、ホームページ、SNS等で周知を図ります。

東御市まち・ひと・しごと創生第3期総合戦略及び 東御市人口ビジョン第3版の策定について

1 第3期総合戦略（素案）の概要

(1) 趣旨

令和6年度をもって第2期総合戦略の計画期間が満了することから、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案して、第3次東御市総合計画との整合を図りながら、地域の特色を活かした施策を戦略的に展開していくため、令和7年度を初年度とする「東御市まち・ひと・しごと創生第3期総合戦略」を策定します。

(2) 計画期間

令和7年度から令和10年度までの4年間

(3) 基本目標・施策展開

人口減少を抑制するための施策と、地域の活力を維持するための施策を同時並行で推進し、「人と自然にやさしい 豊かな暮らしを実感できるまち」を目指します。

基本目標	具体的な施策	
1 「とうみ」において安定した雇用を創出する	ア 商工業の育成とにぎわいの創出	①DXの推進等による労働環境の向上
		②多様な働き方の推進による就労機会の創出
		③企業誘致と企業情報の発信
		④官民連携による事業の創出
	イ 新規起業家への支援	①相談支援・情報提供の充実
	ウ 東御ブランド力の強化と特産品による地域振興	①ワインを基軸とした農産物等のブランド力強化 ②6次産業化の発展及び福祉政策との連携
2 「とうみ」への新しい人の流れをつくる	エ 農林業の担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立	①新規農業者・認定農業者等の育成・確保 ②農業の経営基盤強化に向けた支援
	ア 地域資源を活用した着地型観光の推進	①地域固有の観光資源を活用した着地型観光の推進 ②地域に根差した観光によるまちの活性化
	イ 観光客受け入れ環境及び観光施設の整備	①デジタルマーケティング・プロモーションの実施 ②観光地の高付加価値化 ③訪日外国人観光客の集客
	ウ 地域ブランドの構築・発信	①市の魅力度・認知度の向上 ②関係人口の創出・拡大
	エ U・I・Jターンと定住の促進	①情報提供の充実と相談体制の構築 ②移住検討者のフェーズに応じた支援
3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	ア 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実	①結婚支援体制の充実 ②プッシュ型広報及びアウトリーチ支援の強化 ③妊娠期から子育て期にわたる包括的な支援の実施
	イ 子育て・子育てをともに支える地域づくりの推進	①子育て家庭を応援できる環境の整備
	ウ 人権尊重・男女共同参画の推進【新】	①性別役割分担意識の解消 ②ワークライフバランスの実現

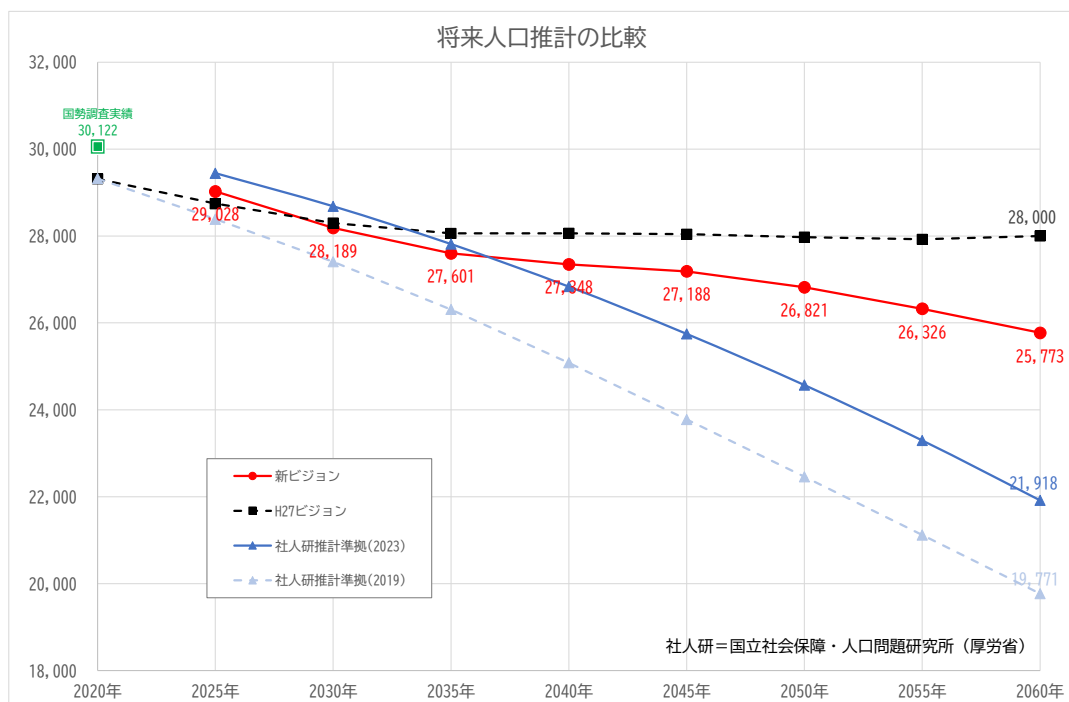
基本目標	具体的な施策	
4 豊かな暮らしを実感できる魅力的な地域をつくる	ア 脱炭素社会の推進【新】	①再生可能エネルギー活用の推進
	イ 多様な主体の連携・協働による地域づくり活動の推進	①地域づくり活動に対する支援の充実
		②住み慣れた地域の暮らしを支える共生社会の実現
	ウ 文化・芸術・スポーツの推進【新】	①文化・芸術に親しむ環境づくり
	エ 公共交通の利便性の向上	②運動・スポーツに触れる機会の充実
		①持続可能な公共交通の実現
オ ゆとりある住環境づくりの推進		①自然と人が共生する良質な住環境の実現
		②空き家の利活用促進

【新】…第3期総合戦略で新規に追加した項目

2 人口ビジョン改訂（素案）の概要

(1) 人口の将来展望

昨今の人口動態や合計特殊出生率の推移を踏まえて目標を再設定し、2060年に26,000人程度の人口を確保するものとします。



(2) 目指すべき将来の方向

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ア 子どもを生育育みたいという環境を整える | ～出生率を高める～ |
| イ 若い世代を呼び込み・呼び戻せる環境を整える | ～若者流出に歯止めをかける～ |
| ウ 東御市らしさを活かした地域環境を整える | ～定住者を誘う～ |

3 今後のスケジュール

時期	会議・内容等
12月5日	・市議会全員協議会（素案について）
12月10日～1月8日	・パブリックコメント
令和7年2月中	・まちづくり審議会（答申）・策定

東御市シティプロモーション基本方針の策定について

企画振興課移住定住・シティプロモーション係

1 策定の趣旨

本市では、令和3年度に「東御市シティプロモーション戦略（以下、「戦略」という。）」を策定し、地域ブランドメッセージ“ほどよく、田舎。とうみ”を掲げ、シティプロモーションを展開してきました。

令和6年度は、戦略の最終年度にあたることから、戦略に基づく事業展開を振り返り、人口減少の抑制と持続可能な活力あるまちづくりを推進することを目指し、令和7年度を初年度とする「東御市シティプロモーション基本方針（以下、「基本方針」という。）」を策定します。

2 計画期間

令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

※計画の終期は、上位計画である第3期総合戦略の終了時期を合わせ、第3期総合戦略の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 戦略の分析

(1)戦略の展開方針

①地域イメージ＝「地域ブランドメッセージ」の効果的活用

②地域資源のストーリーを「魅せる」情報発信

③“オールとうみ”による魅力発掘と発信

(2)指標の進捗状況及び分析考察、今後の方向性

指標名		現状値 平成30年度 (2018)	目標値 令和6年度 (2024)	実績値	達成率 (%)	進捗 状況
①	定住意識 (ずっと住みたい)	78.4%	82.1%	84.6% (2022年度)	103.0	◎
②	県内市における 東御市の魅力度	17位/19市	15位/19市	18位/19市 (2023年度)	83.3	○
③	東御市公式HP セッション数	333,163回	533,000回	581,723回 (2023年)	109.1	◎
	移住定住情報サイト セッション数	8,564回	13,700回	16,206回 (2023年)	118.3	◎
	SNS平均リーチ数	1,088回	1,800回	2,087回 (2023年)	115.9	◎

①“ずっと住みたい”という定住意識は向上しており、市民の市への愛着や誇りは醸成しつつあると考えられます。ただし、若い世代の定住意識は他の年齢層と比較して低くなっています。

⇒特に若い世代が定住意識が芽生えるよう、更にシビックプライドが醸成されるための働きかけが必要です。

②「地域ブランド調査」による県内市における東御市の魅力度は低順位で推移しています。その要因は構成要素となっている「認知度」「情報接触度」が低いことが起因していると考えられます。

⇒情報の拡散が期待できるWebやSNSを活用した効果的な情報発信や4大メディア（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌）を有効活用し、メディアリレーションの構築が必要です。

③HP、移住定住情報サイト、SNSへのアクセス数が増加しています。これは、スマートフォンが普及していることを背景に、手軽に移住定住情報サイトやSNSにアクセスできる環境が整ったことが要因と考えられます。

⇒移住定住情報サイトとSNSを効果的に連動させ、より効率的で効果的な情報発信を行う必要があります。

4 基本方針の目的

- (1)地域ブランドの構築
- (2)認知度・魅力度の向上
- (3)市民の地域への愛着の向上



5 基本方針の展開方針

(1)「地域ブランドメッセージ」の効果的活用

“ほどよく、田舎。とうみ”のブランドメッセージを継承し、各種パンフレットやWeb発信などあらゆるシーンで利活用します。

(2)「市公式キャラクター」の効果的活用

令和6年9月に「巨ん太くん」「ぷるるちゃん」が市公式キャラクターに任命されたことから、ノベルティとしての活用、動画での情報発信などを通じて、市の認知度・魅力度向上につなげます。

(3)地域資源を活用した効果的な情報発信

観光資源のほか、自然、文化、歴史など市の地域資源の魅力を最大限活用し、ターゲット層を明確にしたうえで、効果的な情報発信を行います。

(4)Web、SNS、マスメディアを効果的に活用した情報発信

情報の拡散が期待できるWeb上の情報発信サイトや市公式SNSを活用し効果的な情報発信を行うとともに、マスメディアやSNSのインフルエンサーに向けた情報発信を強化します。

(5)“オールとうみ”による新たな魅力発掘と発信

行政のみならず市民をはじめ市内企業や各種団体など多くの関係者も情報発信の当事者となり、オールとうみで情報を発信する仕組みを構築します。

6 今後のスケジュール

時期	会議・内容等
12月5日	・市議会全員協議会（素案について）
12月10日～1月8日	・パブリックコメント
令和7年2月中	・まちづくり審議会（答申）・策定

空き家対策事業に関する一部民間委託について

企画振興課移住定住・シティプロモーション係

1 現状と課題

本市では、空き家の利活用に関する相談窓口と空き家バンク運営業務について、職員1名と地域おこし協力隊員1名で行っています。

行政が運営する「空き家バンク」は、利用者に一定の安心感を与えることができています。一方、運営するにあたり、不動産取引や相続登記など専門的な知識が必要となりますが、定期的な人事異動が伴う自治体職員のための運営では、専門的な知識が不足しており、安定的かつ効率的なサービスの提供が難しい状況にあります。

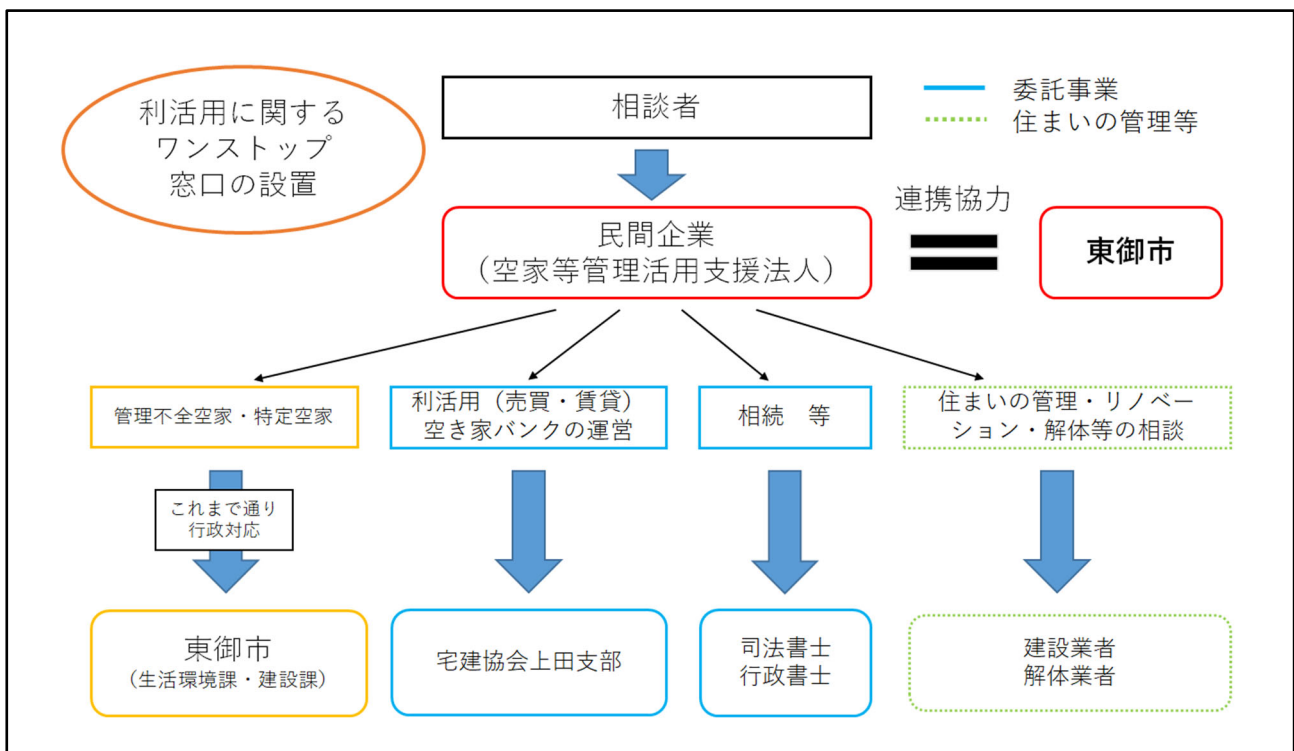
2 今後の方向性

上記の課題を解決するため、空き家の利活用対策に関する事務事業の一部を専門的知識を有した民間事業者へ一部委託することで、継続して支援できる体制を構築するとともに、官民連携により空き家利活用の更なる促進と空き家問題の解消につなげていきます。

3 委託方法

- (1)本市と空き家に関する連携協定を提携している長野県宅地建物取引業協会上田支部が携わり、実績のある民間事業者へ委託します。
- (2)当該民間事業者を「空家等管理活用支援法人」に指定し、相談しやすい環境を整備し、利活用に関するワンストップ窓口相談体制を構築することで、空き家の利活用の促進を図ります。

【相談体制イメージ】



4 委託内容

(1)空き家利活用対策業務委託

- ①空き家相談窓口業務
- ②空き家バンク運営業務
- ③空き家に関する啓発業務

(2)空き家調査業務委託

田中、滋野、祢津、和、北御牧地区の空き家調査。毎年1地区ずつ調査を行い、空き家状況を把握を行います。

5 委託料（概算）及び財源（案）

(1)空き家利活用対策業務委託

- ①委託料 5,000 千円
- ②財源 国庫補助金（空き家対策総合支援事業）補助率 1 / 2 2,500 千円
特別交付税 措置率 0.5 1,250 千円
一般財源 1,250 千円

※空家等管理活用支援法人に指定することで、当該業務について、最大3カ年空き家対策総合支援事業の補助対象となります。

(2)空き家調査業務委託

- ①委託料 3,000 千円
- ②財源 国庫補助金（空き家対策総合支援事業）補助率 1 / 2 1,500 千円
特別交付税 措置率 0.5 750 千円
一般財源 750 千円

6 今後のスケジュール

項目	令和6年度					令和7年度
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1 予算関連及び市議会		● 全員協議会説明 ● 国予算本要望	● R7年度予算要求 (市長査定)		● R7年度予算 定例議会上程	
2 民間事業者との協議	→ 委託内容の協議及び決定 → 市内事務所準備及び開設					● 委託開始
3 空き家等管理活用支援法人の指定手続き	●	→ 事務取扱要綱及び指定方針の作成				● 支援法人の指定

自治会運営アプリモデル補助事業の実施について

1 趣旨

この補助事業は、自治会の高齢化や役員の担い手不足、防犯、防災などの解決に向け、持続可能な自治会活動の運営のため先進事例（モデル）として自治会アプリを導入する自治会に対して補助金を交付します。

アプリの主な機能

- ・行事予定の通知、連絡、出欠確認
- ・掲示板により、区からの連絡事項等を周知
- ・役員会等の議事録の回覧や、広報等配布物を掲載
- ・過去の会議資料等をアーカイブ
- ・総会等の電子議決

等々

2 補助対象団体

補助金の対象となる団体は、次に掲げる団体とします。

- ア 行政区として活動する区等（市内 67 区）
- イ 区等において組織する支区等

3 補助金の対象となる経費

補助金の対象となる経費は、次に掲げる対象経費とします。

- ア 導入に要する初期費用（アプリ構築費用等）
- イ 業者による説明サポート費用
- ウ その他導入初年度に要する必要経費

4 周知方法

令和 7 年 1 月の区長会にて説明し、各区において検討していただく。

5 施行予定日

令和 7 年 4 月 1 日

※ 参考資料 アプリについて

別紙のとおり

感染防止対策や担い手不足… 情報伝達力・スピードが違う 自治会・地域組織の課題を解決

クラウド型
地域組織運営

災害時
安否確認

地域情報
受発信



電子回覧板

ペーパーレス化

一斉連絡・既読確認

安否確認・状況集約

アンケート調査・集計

電子投票・集計

健康状態申告

入退室管理・見守り

情報をスピーディーにしっかり周知する



プッシュ通知

リアルタイムに情報伝達

結ネットに記事が投稿されると、プッシュ通知でお知らせします。アプリを起動していなくてもお知らせを受け取ることができ、情報をリアルタイムに届けられます。



最新情報

見返しに適した一覧表示

「最新情報」タブには、受信した記事の履歴が表示されます。過去の記事が一覧で表示され、新しい順に並びます。チェックボード機能を備忘録として活用できます。



メニュー

目的からダイレクト確認

「メニュー」タブには、カテゴリがアイコンで表示されています。アイコンをタップすると、目的のカテゴリの記事が一覧で並びます。導入組織に応じたメニューを構築できます。

運用形態に応じてメニューをカスタマイズ

メニューは、導入組織の運用ニーズに応じて自由に構成できます。カテゴリごとに権限とジャンルを設定でき、運用形態や要望を伺い、最適なメニューを提案いたします。

ジャンル	用途	アイコン サンプル
汎用記事	基本となる管理者から利用者への発信形式で、利用者ごとに既読を確認できます。回答を収集できる記事にも対応しています。	  
掲示板	管理者・利用者ともに書き込みやコメントができ、情報交換や会話・議論が行える形式です。所属による権限の設定が行えます。	 
問い合わせ	利用者から管理者に質問・要望などを発信できます。回答は管理者のみが行え、閲覧は管理者および発信した利用者のみが行えます。	 
総会 チェックシート	電子投票による議決権行使やアンケート、健康状態申告などに利用できる設問形式です。回答は自動集計され、一覧表示・ファイル出力に対応し、本人確認書類の添付機能も実装しています。	 
入退室管理	放課後学童保育や塾などの利用者の出欠と入退室時間を管理します。記録は、一覧表示、ファイル出力に対応しています。	 

※そのほか「外部リンク」や「他アプリ連携」などのジャンルもご用意しております。 ※アイコンの色や形状はご要望に応じて設定できます。